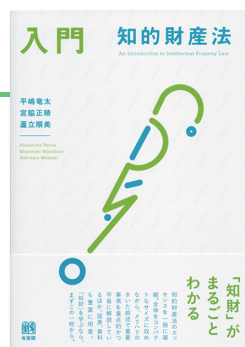


入門知的財産法

平嶋竜太 = 宮脇正晴 = 蘆立順美

2016年11月発売 / 338頁 / 本体2600円+税
A5判 / 並製



編集
担当者
から

すでに多く存在する知的財産法の解説書の中、本書の特長は、次のような点にあります。①重要事項を広くカバーしつつも、コアとなる部分については言葉を尽くして丁寧に説明していること、②それでいて、全体を通読しやすいコンパクトなサイズに収めていること、③概念整理のための図表をはじめ、参考資料、コラム、重要判例欄など、本文以外の多様な要素を豊富に盛り込むことで、構成面でも読みやすく仕上がっていること、などです。なお、本書では、特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法を、それぞれ独立した章で解説しており、興味を持ったところから理解を深めることができます。

「情報」の重要性がますます高まる今日、「知財」に興味を持たれる方は多いと思います。仮にそうでなくても、社会に出ると、否応なく知財法上の問題に遭遇することもあるでしょう。

知財法を学ぼうとする方が一冊目に手に取る本として、本書はおすすめです。本書だけでも、初步から相当程度まで知財法の理解ができますし、より深めたいという方は、本書巻末の参考文献を利用して、さらに学習を進めていただければ幸いです。(M.Y.)

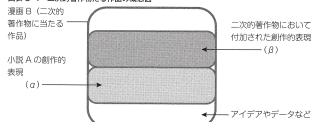
Point!

P

図表、参考資料、コラム、重要判例欄などにより、メリハリのある紙面構成を実現。

第3章 著作権法

図表 3-4 二次的著作物たる作品の概念



る。

(a)「同一の種類」の権利の範囲 では、問題となる二次的著作物の利用行為が、二次的著作物の著作者が新たに付加した創作的表現部分のみを利用するものであり、原著作物の創作的表現を含まない場合であっても、原著作物は、28条にもとづく権利を行使できるのだろうか。

たとえば、甲が書いた小説Aをもとにして、乙がその二次的著作物である漫画Bを作ったとする。B全体が利用された場合に、甲が28条により権利行使することに争いはない。ところが、Bから、その主人公のイラストだけが利用された場合、イラストは二次的著作物において新たに付加された創作的表現(図表3-4では、(β)に当たる)ではあるが、原著作物である小説Aの創作的表現(ストーリー等、図表3-4では、(α)に当たる)であるとはいえない。この場合に、甲は、自身が作出した創作的表現が利用されていないにもかかわらず、28条にもとづく権利行使が可能だろうか。

(β)の利用に対して、乙は著作権を有しており、28条の文言自体は、原著作物の創作的表現が利用されたことを要求していないので、甲は、(β)のみの利用に対しても、同条により権利行使ができそうにも思われる。

しかし、著作権法上の原則は、「創作的表現」を保護するというものである(→著作物の要件【1】、著作者の概念【2】、侵害における類似性の要件【3】等を参照)。(β)の利用に対しても原著作物が権利行使できるとすることは、自身が作出していない創作的表現の利用に対しても権利行使を認めることになり、著作権法の原則と整合しないのではないかという問題が生じる。

172

IV 著作権の効力

ただし、上記の例においては、小説に現れた登場人物(年齢等の設定、性格、特徴等)を、著作物における表現と解するか、アイデアと解するかという問題も、その結論に影響する。登場人物の具体的な設定等が創作的表現に当たると解するのであれば、法の原則との齟齬はないことになるが、最高裁や学説の多数的見解は、抽象的な登場人物の性格や設定は、著作者が登場人物に付与しようとした特定の概念それ自体であって、いまだ表現には至っていないと理解している(最判平成9・7・17民集51巻6号271頁【ガイネクタイ事件】参照)。

また、二次的著作物Bについて、その著作者乙が権利行使できる範囲は、乙が新たに付加した創作的表現部分(β)のみであると解されており(上記【ガイネクタイ事件】参照)。(α)のみが利用された場合には、乙の権利侵害は成立しない。そうであれば、原著作物甲といえども、二次的著作物の利用すべてに権利行使ができるのではなく、あくまでも、二次的著作物に存在する自己の創作的表現(α)が利用されている場合にのみ、28条にもとづく権利行使が可能であるとの解釈も説得力があるように思われる。そのため、従来の学説の多数的見解は、後者の解釈を支持していた。

これに対して、最高裁は、次のような判断を示している。

キャンディ・キャンディ事件最高裁判決(最判平成13・10・25判時1767号115頁)

「キャンディ・キャンディ」は、少女漫画雑誌に掲載されていた連載漫画(以下、本件漫画)である。本件漫画は、著述家であるXが、各話の具体的なストーリーを小説形式の原稿として作成し、これを漫画家であるYに渡し、YがXの原稿から漫画化できない部分を削いだ上で漫画として作成するということを繰り返し、完成された。YがXに無断で本件漫画のコマ絵等(→資料3-7)に描かれた主人公キャンディを用いてリトグラフや鉛字を制作し、販売したため、XがYが利用したキャンディを削いだ本件漫画のコマ絵や原稿について、共同著作人又は原著作人としての権利を有することの帰結と、Yらの複製・配布等の差止めを求めて提訴した。

最高裁は、本件漫画が、Xの原稿を原著作物とする二次的著作物であると認定した上で、「二次的著作物である本件漫画の利用に関し、原著作物の著作者であるXは本件連載漫画の著作者であるYが有するものと同一の種類の権利を専有し、

173